# 農業委員会に関する過去の議論

## 〇規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)

- II 重点計画事項
  - 12 農林水産業
    - (3) 農業委員会の在り方の見直しについて
      - ① 権限行使における判断の統一化【平成19年度措置】

認定農業者に対して重点的に施策を実施するなど、従来の政策からの大きな転換期を迎えている状況を踏まえ、その政策意図を十分に農業委員会に浸透させるとともに、<u>市町村によって異なっている農業委員会の運用や権限行使を是正するため、</u>改めて、農業委員会の権限行使が統一的に運用されるよう、判断基準の周知徹底を図る。

② 委員構成の見直し【平成19年度措置】

農業委員会の委員構成は、農業者を母体とする選挙委員(40人以内)と選任委員(農協、農業共済組合及び土地改良区の代表者各1人以内と学識経験者4人以内)とされているため、大半の農業委員会においては、選任委員数が少ない状況にある。農業委員には、地元の農業の状況に深い理解のある農業者の存在は不可欠であるが、農業委員会が中立性を確保し構造改革を促進する組織として機能を発揮するため、選任委員に中立的な第三者である学識経験者が参加できるよう改める。

また、農業委員の被選挙権は「都府県にあつては十アール、北海道にあつては三十アール以上の農地につき耕作の業務を営む者」にあるが、農業委員会が農用地の利用関係の調整等を進めて行くに当たっては、農地の出し手や小規模農家の意向を踏まえつつも、その権能を行使する農業委員には、「農業経営の改善に取り組む意欲のある農業者」、「農業経営のスペシャリストを目指す者」である認定農業者などの今後の農業の担い手となる者を増やしていくことに取り組む。

### 〇規制改革推進のための3か年計画(改定)(平成20年3月25日閣議決定)

- II 重点計画事項
- 6 農林水産業
- (1) 農業分野
- ② 農業委員会について
  - ア 農業委員会の改革【平成20年中検討開始】

農業委員会の権能は、農地転用許可申請についての都道府県知事に対する意見書の添付、利用権設定等促進事業の推進のための農用地の利用関係の調整等、要活用 農地の所有者に対する指導及び市町村長への通知要請などがある。

しかしながら、例えば、耕作放棄地について、現在38.6万 ha まで拡大する中で、 その解消に係る指導が低調であるなど、十分にその機能が発揮されているとは言い 難い面もある。

したがって、農業委員会が果たすべき役割について、十分機能するような改革を 検討する。

### イ 農業経営の多角化に向けた転用基準の周知徹底【平成19年度措置】

現在、農家レストランや販売施設などへの転用ニーズが増している。このようなニーズは、農地を生産基盤ではなく経営基盤として捉えて、農業経営の多様化を目指す経営者であるからこそ生じてくるものである。

これらについては、①農家レストランなどの都市と農村の交流を図るための施設への農地転用は、原則転用が認められない優良農地であっても、例外的に許可が受けられることとなっている。②農業者が自ら生産した農畜産物の加工施設や販売施設を自己所有農地(2a未満)に設置する場合は、農地転用許可が不要となっている。

また、①及び②の農地が農用地区域内にある場合には、①の場合には農用地区域からの除外、②の場合には農用地区域の用途を農地から農業用施設用地に変更する必要があり、これらの変更に当たっては、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすことがないこと等の要件を満たす必要がある。

しかしながら、農業経営の多様化に向けた転用について、農地転用許可制度上配慮がなされているものの、これが農業現場において浸透していないのが実態である。 農業経営者及び農業委員において、このような転用が可能であるとの認識が乏しく、 必ずしも周知されているとは言えない状況にある。さらに、例え、農業経営者において転用が可能であると認識していても、農業委員会において、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすことがないか否かの判断が困難であるとの理由によって転用ができないとの指摘もある。

したがって、農業経営の多様化に向けた農地転用許可制度について、改めて周知 徹底する。

## 〇規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)

Ⅱ重点計画事項

- 4 農林水産業
- (1)農業分野
- ② 農地政策の見直しについて

## 才 農業委員会改革【平成21 年度措置】

そもそも農業委員会の権能は、農地転用許可申請についての都道府県知事に対する意見書の添付、利用権設定等促進事業の推進のための農用地の利用関係の調整等、要活用農地の所有者に対する指導及び市町村長への通知要請などとされているが、平成17年には耕作放棄地が38.6万haまで拡大しているところであり、十分にその機能が発揮されているとは言い難い。

農業委員会については、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において、「農業委員会が果たすべき役割について、十分機能するような改革を検討する。【平成20年中検討開始】」とされている。

#### (ア) 農業委員会の機能の実効性の確保

今後、農業委員会においては、<u>法令に基づく許可業務については透明性を確保しながら公正公平な判断が行われるよう、許可の審査等に係る判断根拠、審議内容を明らかにするとともに、耕作放棄地への指導等の法令に基づく業務以外の業務については、目標を設定の上、積極的に取り組み、具体的な成果を積み上げるような取組を行う。</u>

## (イ) 所有・利用に関する透明性の確保

農業委員会における農地の所有・利用に関する許可は、農地法第3条に基づき、農地の所有等をする者が農地として適切に利用するか否かをチェックするために、営農計画書等の提出を求め、農業経営に必要な農機具の手当を含めて申請内容を判断している。

しかしながら、農業経営者より、農地を農業上適切に利用することのチェックは必要としても、農業用機械の確保の状況や経営計画等の審査について、硬直的な運用がなされているとの指摘がある。

したがって、<u>農地の所有や利用に関する許可について、申請者に過分な負担をかけることのないようにするとともに、</u>硬直的な運用がなされないように許可の審査に係る判断根拠を明確にする等透明性の確保に努める。

## (ウ) 農地の利用調整に係る透明性の確保

農業委員会の農地に関する利用調整については、農業経営者によって積極的に利用を斡旋してもらえる者もいれば、逆に、全く斡旋されない者もいるという指摘がある。

農地の利用調整に係る斡旋は、農業上の利用が確保され、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化に資するようにしなければならないが、恣意的な利用調整が行われてはならないのは言うまでもない。

したがって、農地の斡旋に係る基準の公表等、利用調整に係る透明性の確保 に努める。

#### (エ) 農地の仮登記に係る実態把握

農地については、農業者以外の者が農地に仮登記をしている事例が相当数あり、耕作放棄されているとの指摘がある。これは、農業者以外の者が将来的な農地転用による開発行為を期待して仮登記をしているものが多いためと考えられる。

したがって、仮登記の現状を調査し、その結果を公表するとともに、必要に 応じて農地が有効に利用されるための対策を講じる。

#### (オ) 違反転用への対応強化及び防止措置の強化

先般、平成 17 年から 19 年の 3 年間に、全国で、件数にして 24,002 件、面積にして 1,795ha に及ぶ農地が違反転用されていることが明らかになった。このうち、8 割以上に当たる 21,941 件、1,502ha が追認許可され農地に戻されていない。

違反転用に対する措置(原状回復命令等)については、都道府県知事が権限を有しているが、農業委員会も、違反転用情報の知事への提供や知事による是正指導等への支援等の役割を担っている。

したがって、農業委員会においては、これらの取組を強化し、違反転用への 対応を強化する。

併せて、違反転用の防止に向け、必要な措置を講じる。

#### (カ)標準売買価格の廃止

農業委員会は標準小作料以外に、標準売買価格を設定している場合がある。 これは、農業委員会が参考情報として自主的に提示しているものとして位置づけられているが、標準小作料制度とともに標準売買価格が提示されていたため、 農業現場において、スタンダード価格として理解されている場合もある。

したがって、標準売買価格があくまで参考情報にすぎないことを明確にさせるために、必要な措置を講じる。

# 〇規制・制度改革に係る対処方針(平成 22 年6月 18 日 閣議決定)

## 「農業委員会の在り方の見直し(客観性・中立性の向上)」

・優良農地の保全と有効利用の観点から、農業委員会が、より一層、<u>農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、効率的かつ透明な組織となるよう、組織、構成員、担うべき機能の見直しや、それに代わる対応の在り方についての検討に早期に着手し、結論を得る。</u><平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論>